

頻発する誤認逮捕についての会長声明

大阪府警において、誤認逮捕が相次いでいる。本年4月1日以降9月末日までの新聞報道に限っても、以下のような事例が報じられている。

4月17日、高槻署は、大阪府迷惑防止条例違反（痴漢）事件で、被害者の説明をもとに男性を現行犯逮捕したが、35分後に男性を釈放した。被害者は犯人を追跡したのち一度見失っており、男性を現行犯逮捕できる状況はなかったことが判明したとのことである。

4月24日、北堺署が盗品の給油カードを使ってガソリンを給油したとの窃盗事件で逮捕し、後に起訴された男性の無実が判明し釈放された。北堺署は、ガソリンスタンドの防犯カメラ映像の設定時刻のずれを正確に補正しないまま男性を犯人と決めつけて逮捕していた。弁護人の調査によって設定時刻のずれが明らかになり、裁判所が勾留を取り消すまで、男性は実に85日間にわたり身体を拘束された。

6月26日、泉南署は、日本国内においても有効な台湾の運転免許証を携帯していた女性を無免許運転と誤認して現行犯逮捕したが、40分後に誤りに気づき、女性を釈放した。

8月12日、浪速署は、大阪府迷惑防止条例違反（痴漢）事件で、被害者の女性の説明を根拠に男性を現行犯逮捕したが、翌日になって防犯カメラに写っていた犯人の服装と男性の服装が全く違っていたことが判明し、男性を釈放した。

9月14日、河内長野署では、下着窃盗の事件で、男性が所持していた下着が被害品の下着と同じであるとして男性を逮捕したが、捜査の結果下着のメーカーが異なることが判明し、釈放した。

逮捕及びそれに続く身体拘束は、重大な人権侵害を伴うものであり、誤認逮捕によってえん罪被害者が被る不利益は甚大である。それにもかかわらず、大阪府警において、このように誤認逮捕が頻発していることはきわめて深刻である。これらの誤認逮捕に至った原因には事件ごとの状況があるとはいえ、現場の捜査官に逮捕が重大な人権侵害を伴うものであるという基本的な認識が不足していたため、安易軽率に逮捕がなされたものというべきである。特に、北堺署の事例では、客観的証拠の精査という捜査の基本中の基本がないがしろにされ、身体拘束の上で「自白」を得ようとする自白偏重捜査の結果、事件とは無関係な男性が、逮捕勾留のみならず起訴までされた上長期間にわたり身体拘束をされるという取り返しのつかない結果を招いている。

当会は、大阪府警に対し、これら誤認逮捕の原因について、徹底した検証を行うとともに、捜査に携わるすべての署員に対し、人権意識の再確認、捜査基本の徹底等を図ること、そして、今後二度と誤認逮捕による人権侵害が行われないことがないよう、十分な再発防止策を確立することを求める。

2013年（平成25年）11月1日

大阪弁護士会

会長 福原 哲 晃